

●規約の改正理由

- ・令和 2 年の地域公共交通活性化再生法の改正により、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請は令和 7 年度事業申請分から法定協議会での協議・申請が必要となった。
- ・上記の理由から、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく地域公共交通計画の策定や計画の実施のための協議に加え、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づくより地域の実情に即した協議を行うため、協議会に分科会を設置する。

●地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称 フィーダー補助）の申請について

	令和 6 年度事業まで		令和 7 年度事業以降
国庫補助認定申請	地域公共交通会議で協議 (R5.6.29 協議済み)		活性化協議会で協議 (R6.6.12 交通会議にて協議済み)
交付申請	交通事業者から国へ申請 (R6.11 予定)		活性化協議会から国へ申請 (R7.11 予定)
事業評価の実施	地域公共交通会議で協議 (R6.12 実施予定)		活性化協議会で協議 (R7.12 実施予定)
補助対象事業者	交通事業者		活性化協議会 ※活性化協議会から交通事業者へ交付
(R6 事業期間 : R5.10.1～R6.9.30)			(R7 事業期間 : R6.10.1～R7.9.30)

3 議題（3）規約の改正について

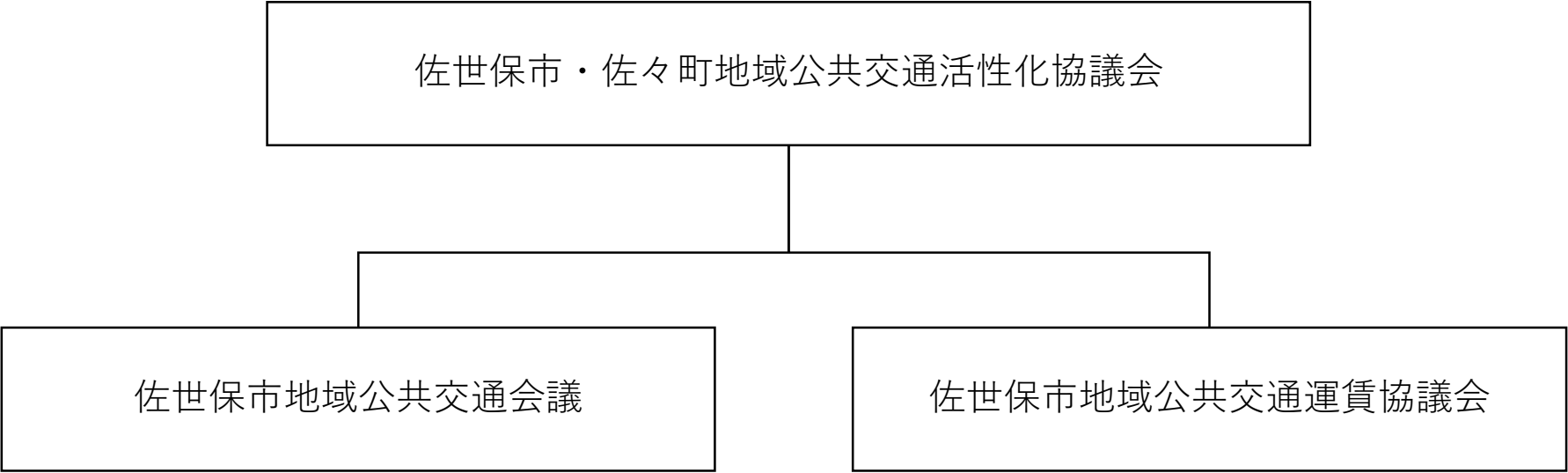
【1】佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約（案）

改 正	現 行
佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約 （目的） 第1条 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行う<u>とともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。</u> （事業） 第3条 第1号～第3号略 （4）<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議に関すること。</u> （5）協議会の予算及び決算の承認に関すること。 （6）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約 （目的） 第1条 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行うために設置する。 （事業） 第3条 第1号～第3号略 （4）協議会の予算及び決算の承認に関すること。 （5）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

3 議題（3）規約の改正について

<u>（分科会）</u> <u>第11条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。</u> <u>2 協議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</u> <u>3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u>	
<u>附 則</u> <u>この規約は、令和6年9月3日から施行する。</u>	

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 組織図



（主な協議内容）

- ・路線定期運行型コミュニティバス等（大野、中通、日宇）、予約制乗合タクシー（世知原、三川内、柚木、小佐々、江迎、吉井、黒髪）の運行に関すること
- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関すること
- ・その他、地域の実情に即した生活交通に関すること

（主な協議内容）

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関すること

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を長崎県佐世保市八幡町1番10号に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- （3）交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議に関すること。
- （5）協議会協議会の予算及び決算の承認に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 会長は佐世保市長とする。

- 2 副会長は、委員となるべき者の中から、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第6条 協議会の委員は、法第6条2項の規定に基づき、次にあげるものをもって構成する。

- （1）佐世保市長、佐々町長及び長崎県地域振興部交通政策課長
- （2）佐世保市長及び佐々町長が指名する職員
- （3）関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

- （4）関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長及び町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とするが、再任を妨げないものとする。
- 3 会長は、委員の他に必要があると認めるものについて、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数以上の出席により成立する。ただし、構成員がやむを得ず出席できない場合、委任状を提出することで、代理人の出席も認めることとする。
- 3 会議の議決方法は、その議決内容ごとに協議会で決定するものとする。ただし、公共交通事業者の経営に直接景況を及ぼすと判断されるもの、若しくはその可能性があるとし出があった場合には、議長は十分配慮に努めることとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会長の専決処分）

第8条 会長は協議会を招集するいとまがないとき又は協議会の事業に係る軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の協議会に報告し、その承認を得なければならない。

（協議結果の尊重義務）

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第10条 協議会に提案する事項について、交通事業者間の協議又は調整をするため、協議会の中に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、佐世保市、佐々町、長崎県、公共交通事業者、公安委員会、関係行政機関で構成し、協議会の各委員が指名した者をもって構成する。
- 3 幹事会の会議は、佐世保市地域未来共創部長が召集し、議長となるものとする。また、運営については、第7条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 協議会は、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、佐世保市に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、佐世保市及び佐々町の負担とする。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会に監査委員を2名置くものとする。

2 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

附則 この規約は、平成26年8月28日から施行する。

附則 この規約は、平成27年6月29日から施行する。

附則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和5年5月30日から施行する。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和6年9月3日から施行する。

なお、この規約の施行の際現に従前の佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下、旧協議会という。）委員である者は、それぞれ施行日に佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱又は任命された者とみなされるものの任期は、従前の協議会委員としての任期の在任期間とする。

佐世保市地域公共交通会議設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 佐世保市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、佐世保市における住民の需要に応じた生活交通の確保及び旅客の利便の増進等を図るため、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 乗合輸送の需要に応じた住民の生活交通のあり方に関する事。
- (2) 旅客の利便の増進に関する事。
- (3) 国の地域公共交通確保維持改善事業補助を受ける場合の地域公共交通確保維持改善計画策定に関する事。
- (4) その他必要事項に関する事。

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 佐世保市長又はその指名する者
- (2) 佐世保市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他一般旅客自動車運送事業者又はこれらの事業者で組織する団体のうち市長が必要と認める者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 九州運輸局長崎運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとし、その場合は後任者をもって充てることができるものとする。

- 2 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 交通会議に会長をおき、第3条第1号の者をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（交通会議の運営）

第6条 交通会議は、関係地区ごとに必要に応じて会長が招集する。ただし、運行計画の軽微な変更にかかる協議については、会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。

- 2 交通会議は、招集した委員の過半数が出席しなければ、開催することがで

きない。

- 3 交通会議の議決の方法は、原則全会一致とするが、それによりがたいときは多数決とする。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第8条 交通会議の庶務は、地域未来共創部地域交通課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行する。

佐世保市地域公共交通運賃協議会設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 佐世保市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約第11条第1項に基づき設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等に関する事項
- (2) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会の委員は、佐世保市地域公共交通会議設置要綱に定める交通会議の委員のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 佐世保市長又はその指名する者
- (2) 佐世保市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他一般旅客自動車運送事業者又はこれらの事業者で組織する団体のうち市長が必要と認める者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 九州運輸局長崎運輸支局長又はその指名する者

（協議会の運営）

第4条 協議会に会長をおき、前条第1号の者をこれに充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は、関係地区ごとに必要に応じて会長が招集する。ただし、緊急を要する事項または会長が必要と認めたものについては、会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。
- 5 協議会の議決の方法は、原則全会一致とするが、それによりがたいときは多数決とする。

6 協議会の庶務は、企画部地域交通課において処理する。

（守秘義務）

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協議結果の取扱い）

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行する。